

# 家畜共済

畜産経営を  
バックアップ



**P2** 「死亡廃用共済」と「疾病傷害共済」を  
分離して加入できます

**P3** 掛金の一部を国が負担します



**NOSAI**  
石川県農業共済組合

## 対象となるのは

牛	出生後第5月の月の末日を経過したもの（ただし、出生後第5月の月の末日を経過しない子牛及び授精又は受精卵移植の日から起算して240日に達した胎児を対象とすることが可能）
種豚	出生後第5月の月の末日を経過したもの
肉豚	出生後第20日の日に達しているもの（その日に離乳していないときは、離乳した日）

## 引受できる方法

引受方法	対象家畜の種類	内 容
死亡廃用共済	搾乳牛 育成乳牛 繁殖用雌牛 育成・肥育牛 種豚 肉豚	対象家畜の種類ごとに加入者が共済掛金期間中に飼養を計画している全ての家畜を引受し死亡等による損失を補償する方式です。（包括共済）  *計画と異なった場合は、掛金期間終了時点で掛金等の調整を行います。
疾病傷害共済	乳用牛 肉用牛 種豚	引受時の飼養頭数で引受し、病気やケガを補償する方式です。（包括共済）

- 肉豚については、飼養区分（導入日を同じくする等の飼養群の単位）ごとに引き受ける群単位引受方式と農家単位に年間一括で引き受ける農家単位引受方式があります。
- 牛の胎児と肉豚は、疾病傷害共済には加入できません。

## 対象となる共済事故

### ■死亡廃用共済

死亡（と殺等※1を除く）、廃用（※2）となった場合、家畜の資産価値の20%～80%（肉豚にあっては40%～80%）までの範囲において共済金を支払います。（出生後第5月の月の末日を経過しない子牛及び授精又は受精卵移植の日から起算して240日に達した胎児も選択によって対象にできます）

- ※1 家畜伝染病予防法による手当金等により家畜伝染病予防法の規定による評価額について満額補償される場合は、共済事故の対象とはなりません。
- ※2 共済事故の対象となる「廃用」は、疾病や傷害によって死にひんした状態になるなど家畜として使用する価値がなくなったことによる廃用です。（老齢等、能力低下により単に使用価値を失った家畜の廃用は対象に含まれません）

### ■疾病傷害共済

病気やケガに要した診療費分が共済金として支払われます。ただし、国が示す診療基準外の診療費、加入時に決まる給付限度額を超える診療費については支払うことができません。

## 共済責任の開始と共済掛金期間

原則として、共済責任は加入者から農業共済組合に共済掛金の払い込みを受けた日の翌日から開始し、共済掛金期間は1年間です。

## 共済価額

### ■死亡廃用共済

包括共済は加入者が共済掛金期間中に飼養を計画している対象家畜ごとの価額を合計したものととなります。（肉豚については、農家ごと及び飼養区分ごとに飼養している肉豚の価額の合計になります）

共済価額については、期首の資産価値で補償されるもの（固定資産的家畜）と事故発生時の資産価値で補償できるもの（棚卸資産的家畜）に分かれます。

	固定資産的家畜	棚卸資産的家畜
牛	・搾乳牛（満24月齢以上） ・繁殖用雌牛（満24月齢以上）	・育成乳牛（満24月齢未満の乳牛の雌（胎児を含む）） ・育成・肥育牛（他に属さない牛（胎児を含む））
豚	・種豚	肉豚（従前通り、評価額固定）

### ■疾病傷害共済

包括共済は加入者が飼養している対象家畜ごとの価額を合計したものに一定の率を乗じたものとなります。（支払限度額）

## 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が生じたとき農業共済組合が支払う共済金の限度額で、加入者が決定するものです。

### ■死亡廃用共済

20%～80%の範囲内で加入者が申し出た金額（肉豚については40%～80%の範囲内）

### ■疾病傷害共済

支払限度額を上限に加入者が申し出た金額

## 共済掛金

共済掛金のうち約2分の1（豚は5分の2）を国が負担します。

## 共済金

共済金は、共済掛金期間内に発生した共済事故によって、加入者が損害を受けたときに、その損害の程度に応じて支払われます。

## ■死亡廃用共済

家畜が死亡または廃用になった場合に支払われます。

$$\text{(事故家畜の価額 - (残存物価額等 + 補償金等))} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{共済金}$$

- 「事故家畜の価額」とは、固定資産的家畜は共済掛金期間開始時の価額で、棚卸資産的家畜は共済事故が発生した時点の価額です。
- 「残存物価額」は、廃用家畜の肉、皮等から得られる収入又は組合で定める基準額です。
- 上の式において、共済金の計算に用いる「残存物価額」は、事故家畜の価額の2分の1を限度とします。
- 上の式により算定される共済金の額が純損害額(加入者の損害額)を上回る場合は、純損害額が共済金として支払われます。

## 共済金の支払例

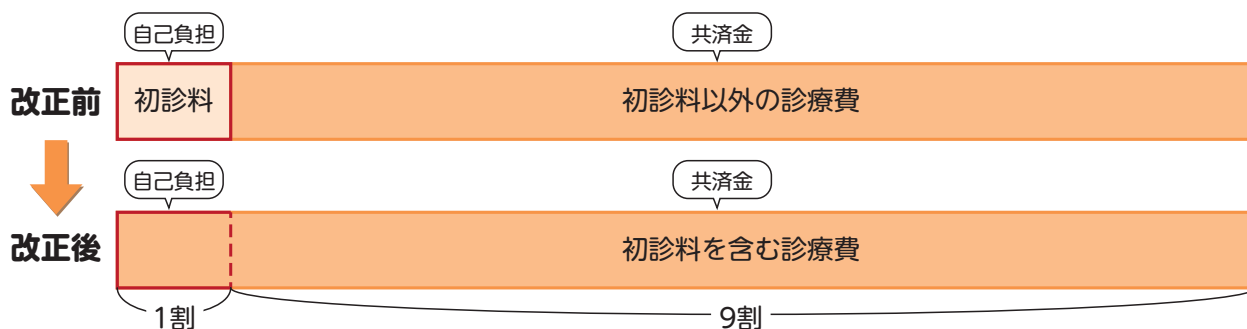
牛5頭(家畜の価額はそれぞれ40万円、40万円、30万円、10万円、10万円)で加入し、共済価額は130万円、共済金額65万円を選択。価額40万円の牛の廃用事故が起き、残存物価額が10万円であった場合、以下の共済金が支払われます。

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{事故家畜の価額} & - & \text{残存物価額等} & + & \text{補償金等} & \times & \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} & = & \text{共済金} \\ & 40\text{万円} & & 10\text{万円} & & 0\text{円} & & \frac{65\text{万円}}{130\text{万円}} & & 15\text{万円} \end{array}$$

## ■疾病傷害共済

診療内容に応じて、農林水産大臣が定める診療点数により算出された額が共済金となります。  
なお、令和2年1月以降、継続又は新規で引受開始するものから診療費全体(初診料含む)の1割が自己負担になります。

## 疾病傷害共済の自己負担割合のイメージ



## 個体台帳の整備について

引受、異動、事故時にトレーサビリティデータ及び加入者個人の個体台帳の確認が重要になります。トレーサビリティデータで確認のできない個体については加入者の台帳を確認させていただきます。

詳しい内容について  
お問い合わせください

南加賀グループ  
TEL 076-239-2355  
(加賀市・小松市・能美市・川北町)  
本所別館  
〒920-0007  
金沢市田中町か12番地1

石川中央グループ  
TEL 076-239-2555  
(白山市・野々市市・金沢市・  
かほく市・津幡町・内灘町)  
本所別館  
〒920-0007  
金沢市田中町か12番地1

能登グループ  
TEL 076-239-2455  
(羽咋市・志賀町・  
宝達志水町・中能登町)  
本所別館  
〒920-0007  
金沢市田中町か12番地1  
TEL 0768-76-2251  
(七尾市・輪島市・  
珠洲市・穴水町・能登町)  
奥能登支所  
〒928-0313  
鳳珠郡能登町字天坂に1番地1